

福岡県公報

平成18年2月20日
第2498号

目次

告示(第331号-第340号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
公 告	
○落札者等の公示 (警察本部会計課) ……………	5
○落札者等の公示 (警察本部会計課) ……………	5
正 誤	
○福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十七年福岡県条例第四十二号)中正誤 ……………	6

告 示

福岡県告示第331号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 西友那珂川店
 - (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
変更後の入口が歩道側にある点及びゲート設置の点から、歩行者の通行を妨げないことと、事故防止に注意していただきたい。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
 - (7) その他
意見なし

福岡県告示第332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ハローデイ那珂川店
- (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松木一丁目21番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マミーズ大川店
- (2) 所在地 福岡県大川市大字酒見298番地1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	一 般 国 道	200 号	前	直方市大字頓野565番1先から 同市大字頓野2468番1先まで	36.0 ～ 55.0	65.0
			後	同上	35.0 ～ 48.0	
飯 塚	一 般 国 道	200 号	前	嘉穂郡筑穂町大字平塚258番144先から 同郡同町大字平塚258番142先まで	29.0 ～ 39.0	30.5
			後	同上	23.8 ～ 39.0	
飯 塚	県 道	鯉 田 停 車 場 線 有 井	前	嘉穂郡庄内町大字有井220番4先から 同郡同町大字有井222番16先まで	11.2 ～ 14.0	50.4
			後	同上	11.0 ～ 14.0	

福岡県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	岡垣線 宮田	宮若市倉久931番9先から 同市倉久1019番1先まで

福岡県告示第336号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類
福岡市奈多複合施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県福岡市東区奈多2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされ

ており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成17年度の事業計画において本事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本事業は、福岡市が奈多公民館及び奈多校区老人いこいの家の複合施設の建設を行うものである。

奈多公民館は昭和59年度に、奈多校区老人いこいの家は昭和52年度にそれぞれ建築されたが、両施設ともに狭隘であるうえ、築後20年以上経て老朽化しており、住民の利用に支障を来していることから、施設の改築等が必要となっている。

福岡市においては、改築等の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、両施設の相互利用により世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できること等に鑑み、複合施設を建設することとしたものである。

ア 本事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、奈多地区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、工事施工の難易度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、用地費等も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用

している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、奈多複合施設の建設に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市奈多複合施設建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市東区役所（総務課）

福岡県告示第337号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

甘木市大字甘木字ミノケ318番1、318番4、319番1、319番6、319番7、319番8

及び字一丁田321番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

甘木市大字甘木319番地の6

株式会社 大庭 代表取締役 大庭 赤子

福岡県告示第338号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字寺ノ前897番1及び897番4から897番17まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡601-18

三栄ホーム株式会社 代表取締役 福田 澄雄

福岡県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	行橋添田線	京都郡豊津町大字彦徳664番4先から 同郡同町大字彦徳931番先まで

福岡県告示第340号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町宇美東一丁目1848番1、1848番2、1849番1、1849番2、1850番1、1850番2、1850番4から1850番8まで、1851番1、1851番2、1851番4及び1851番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る委託業務の名称
福岡県中央警察署、博多警察署及び西警察署放置車両確認事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2243
- 3 落札者を決定した日
平成18年2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに総合評価の合計点
 - (1) 氏名
株式会社コアズ九州事業本部
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東1丁目13番6号

(3) 総合評価の合計点

71点

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,445円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日
平成17年11月2日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年2月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る委託業務の名称
福岡県小倉北警察署放置車両確認事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2243
- 3 落札者を決定した日
平成18年2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに総合評価の合計点
 - (1) 氏名
サンキュービジネスサービス株式会社九州事業所
 - (2) 住所
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号
 - (3) 総合評価の合計点
75点
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

25,200円
6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札

7 入札公告日
平成17年11月2日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・7・4	2408 増刊①	条 例	42	28	○			表中	散弾銃射撃場	散銃射撃場